浜田地区計画総括表

【A地区(住居ゾーンA】

- =第2種中高層住居専用地域
- 浜田地区外の施設の屋外広 告物の設置の禁止
- ネオン、LEDその他電飾により 点滅する怒外広告物の設置の 禁止
- 屋上広告物の設置の禁止

【B地区(住居ゾーンB】

- =第1種住居地域
- 自動車教習所、床面積15meを 超える畜舎、ボーリング場・ス ケート場・水泳場・スキー場・ゴ ルフ練習場・バッティング練習場 の建築の禁止
- 浜田地区外の施設の屋外広 告物の設置の禁止
- · ネオン、LEDその他電飾により 点滅する屋外広告物の設置の 禁止
- 屋上広告物の設置の禁止



- 【D地区(沿道利用ゾーン】
- =準住居地域
- · 自動車教習所、床面積15㎡を 超える畜舎の建築の禁止
- 浜田地区外の施設の屋外広 告物の設置の禁止

- 【全体】
- 敷地面積の最低限度200㎡(優良宅地の確保)
- 垣又はさくの構造の制限(避難路としての道路の安全確保)